

## 日本のひなた宮崎 国スポ串間市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ串間市医事・衛生基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎 国スポにおける食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ串間市実行委員会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (2) 指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製事業者及び競技会場の食品販売店に対して指導を行い、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (3) 健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防に重点を置いた従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

#### (4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。